



全霊協発第02-08号

令和2年6月1日

国土交通大臣

赤羽 一 嘉 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会

会長 小 西 幸 治



新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いのある

ご遺体搬送等に関する要望書

当協会は、昭和50年4月に霊柩運送事業の健全な発展と、利用者の福祉増進を目的として国土交通大臣から設立を許可された社団法人であり、さらに平成24年4月より一般社団法人の認可を受けた協会です。

全国の会員霊柩運送事業者は、緊急事態宣言が解除された以降も、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いのあるご遺体の搬送を「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針」、「霊柩運送事業における感染予防ガイドライン」や地元都道府県知事等からの要請等を踏まえ、感染拡大防止、感染リスク低減対策を講じつつ、ご遺体搬送事業を継続して実施していく所存であります。

そこで、各地域で新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いのあるご遺体の搬送事業を継続して実施していくため、下記の事項について関係省庁や関係機関に働きかけるなど、ご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルス感染防止のための霊柩運送事業者が行う安全諸施策につながる正確な情報の発信
2. 大規模災害時の緊急遺体搬送と同様な、関係省庁との綿密な連携
3. 感染防護用品不足の解消策として、国として国内企業における生産増強が図られる施策の実施
(防護用品：N95 マスク・防護服・ディスボーサブルガウン・ディスボーサブル手袋・非接触体温計 等)
4. 特に、新型コロナウイルスに感染の疑いのあるご遺体や病院以外でお亡くなりになられたご遺体の搬送時までに陽性・陰性が判明するよう、検査態勢の強化
5. 新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いのあるご遺体の搬送により、搬送従事者が新型コロナウイルスに感染した場合の補償について、国として十分な配慮

以上